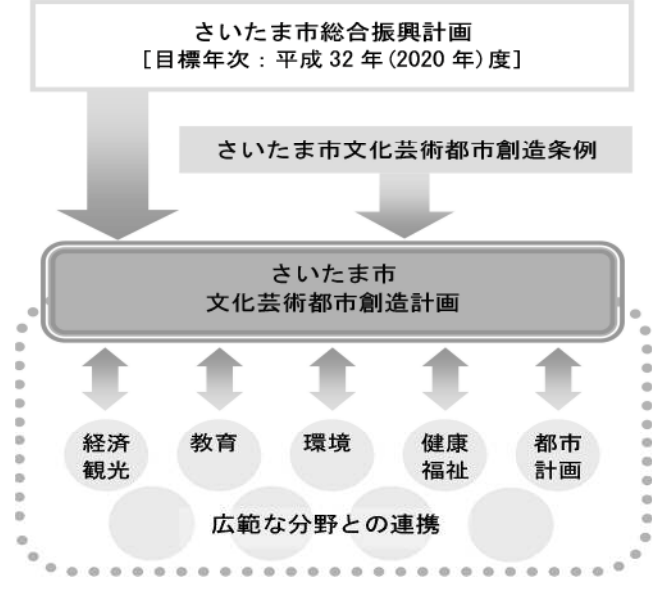


1 計画の位置づけ

本計画は、「さいたま市総合振興計画」を上位計画とし、平成24年4月1日に施行された「さいたま市文化芸術都市創造条例」に基づき、策定するもの。



2 計画期間

さいたま市総合振興計画の目標年次と合わせ、平成26年度(2014年)から平成32年度(2020年)までの7年間とする。

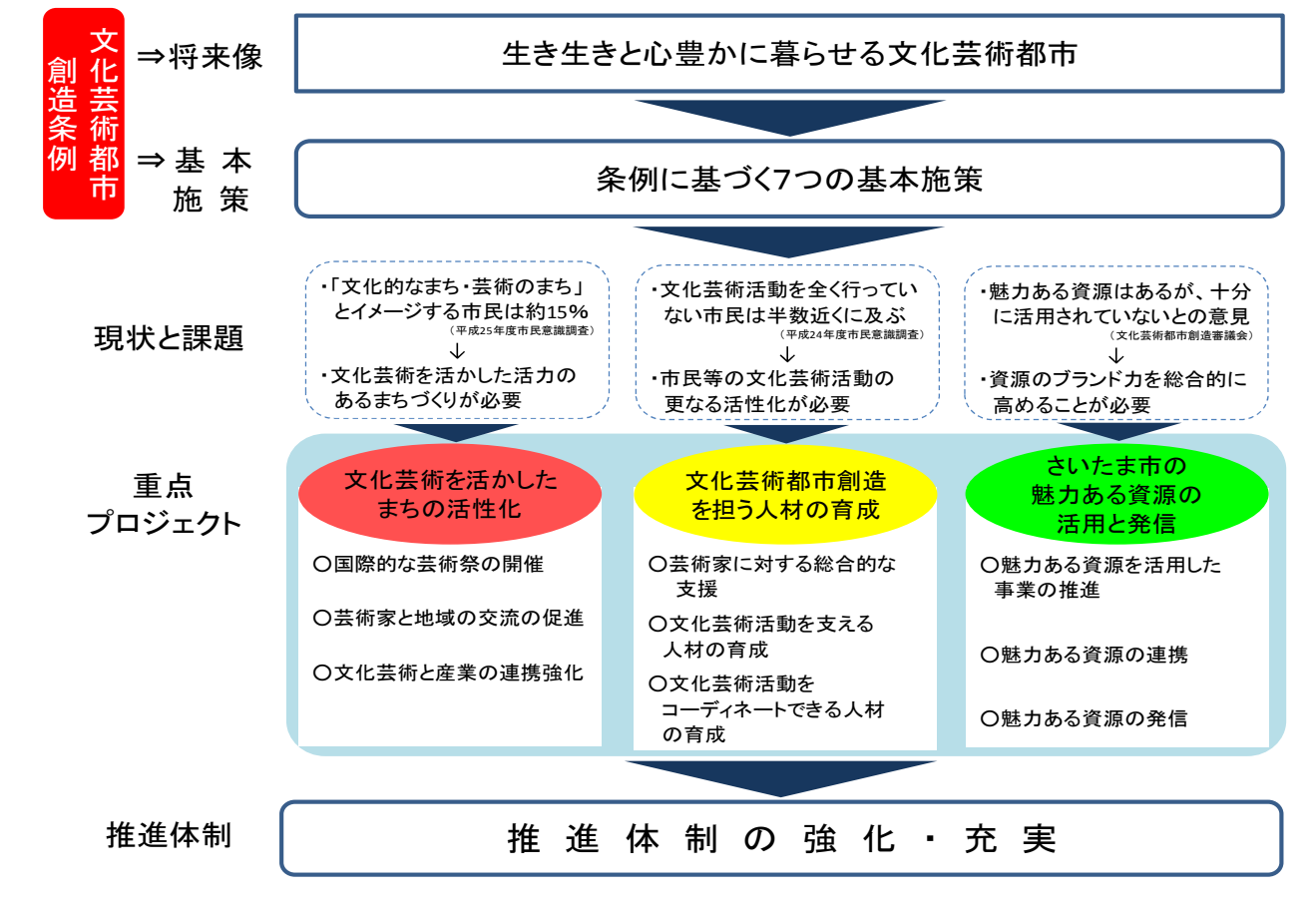
3 これまでの経過

【平成24年度】
「文化芸術都市創造審議会」及び「文化芸術に関する意見交換会」を各3回開催。平成25年3月に計画素案(原案)を審議会に提示。

【平成25年度】
「審議会」において、重点プロジェクトや推進体制等の審議を経て、市として計画素案を取りまとめ。

4 将来像の実現に向けた計画の全体像

この計画では、将来像の実現に向けて、条例に基づく7つの基本施策の具体的な取組を示し、さらに今後7年間の計画期間の中で、重点的に取り組むべき事項を定めた3つの重点プロジェクトを設定する。



5 計画の主な内容

◆7つの基本施策(別紙参照)

- 施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進
- 施策2 文化芸術に対する子どもの感性の向上
- 施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展
- 施策4 文化芸術に対する理解及び関心の促進
- 施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用
- 施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供
- 施策7 文化芸術活動の場となる施設の充実

◆3つの重点プロジェクト(本編P34)

- 重点1 「文化芸術を活かしたまちの活性化」
主な取組) 国際的な芸術祭の開催、芸術家と地域の交流の促進、文化芸術と産業の連携強化
⇒ (仮称)さいたまトリエンナーレの開催(シンボル事業)
- 重点2 「文化芸術都市創造を担う人材の育成」
主な取組) 芸術家への総合的な支援、文化芸術活動を支える人材の育成、文化芸術活動をコーディネートできる人材の育成 ⇒ 創造的な人材に対する総合的な支援事業の実施
- 重点3 「さいたま市の魅力ある資源の活用と発信」
主な取組) 「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」の活用・連携・発信 ⇒ 世界盆栽大会の開催

◆計画の推進に当たって(本編P40)

- 市は、企画・立案や財政支出を行い、有識者会議において、施策等の検証を行う。
- 「文化センター」を文化芸術都市創造に向けた「拠点施設」とし(本編P33)、市、文化振興事業団、文化施設等における指定管理者が事業を推進する。
- 安定的・継続的な事業の推進に向けて、既存の「文化財産等取得基金」を見直し、市民や企業からの寄附金等の受け皿にもなる「(仮称)文化基金」を設置する。(本編P42)

6 今後のスケジュール

10月	11月	12月	1月	2月	3月
	☆審議会(中間報告)	☆議会報告			☆審議会(答申)
	タウンミーティング		パブリックコメント	最終調整	☆計画決定

＜基本施策の体系＞

基本施策の体系は、「さいたま市文化芸術都市創造条例」第7条に基づき定めるもので、幅広い分野との連携や関係団体等との連携、地域経済の活性化と産業の振興への配慮といった新たな視点に立って、各施策の具体的な取組を示します。

基本施策	事業展開	具体的な取組	新たな視点
施策 1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進	→ 1-1. 文化芸術活動に関わる人材の育成・支援	→ ○芸術家の活動機会の充実 新 ○文化芸術事業の企画・運営に関わる人材の育成 新 ○文化芸術団体の交流の促進 新	○文化ボランティアの活性化 拡 ○文化芸術団体の活動支援 ○文化芸術活動に対する顕彰 新
	→ 1-2. 情報基盤の充実	→ ○文化芸術に関わる人材・団体情報の収集・提供 新	
施策 2 文化芸術に対する子どもの感性の向上	→ 2-1. 子どもの文化芸術教育の推進	→ ○未就学児に対する鑑賞・体験機会の充実 新	○学校等との連携を通じた文化芸術教育の推進
	→ 2-2. 子どもの鑑賞・発表・体験機会の充実	→ ○子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実	○子どもを対象にした発表機会の充実
施策 3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展	→ 3-1. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承	→ ○後継者育成に対する支援	○人材等の情報収集・提供 新
	→ 3-2. 伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実	→ ○伝統的・民俗的な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実 新	
施策 4 文化芸術に対する理解及び関心の促進	→ 4-1. 鑑賞機会の充実	→ ○身近な鑑賞機会の創出 拡	○魅力ある文化芸術の鑑賞機会の提供
	→ 4-2. 活動への参加機会の充実	→ ○発表機会の充実	○体験機会の充実
	→ 4-3. 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供	→ ○文化芸術事業に関する情報収集・提供	
施策 5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用	→ 5-1. 盆栽文化の振興	→ ○大宮盆栽美術館を拠点とした盆栽文化の振興 拡 ○「大宮盆栽」のブランド化と関連産業の振興 新	○盆栽文化と触れあえる機会の拡充
	→ 5-2. 漫画文化の振興	→ ○漫画会館等を活用した漫画文化の振興	○漫画文化に関わる人材の育成 新
	→ 5-3. 人形文化の振興	→ ○（仮称）岩槻人形会館の整備	○人形関連産業の振興 新
	→ 5-4. 鉄道文化の振興	→ ○鉄道博物館等との連携強化 拡	○鉄道文化に関わる情報発信の強化
	→ 5-5. 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用	→ ○各区の個性を活かした文化芸術関連事業の推進	○文化財の保存・継承
施策 6 多様な文化芸術に触れる機会の提供	→ 6-1. 文化芸術を通じた交流の促進	→ ○国際的な文化芸術イベントを通じた交流 拡 ○本市とゆかりのある都市との交流	○多様な芸術家と地域の交流 拡
	→ 6-2. 文化芸術によるまちづくり	→ ○文化芸術資源を活かしたまちづくり 拡	○文化芸術を活かしたまちづくり事業への支援 新
施策 7 文化芸術活動の場となる施設の充実	→ 7-1. 文化芸術の活動の場となる施設の機能向上・充実	→ ○利用者や時代のニーズに合わせた施設機能の向上 ○利用者の利便性向上 新	○利用者に優しい施設の創出 新
	→ 7-2. 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と施設連携	→ ○拠点機能の構築 新 ○埼玉県や民間の文化関連施設との連携 拡	○拠点施設を中心とする文化施設間の連携 拡

地域経済の活性化と産業の振興への配慮
 幅広い分野との連携（教育、観光、健康福祉、都市計画など）

新：「さいたま市文化芸術振興計画」（平成 18 年 3 月）に記述がなく、新たに掲載するもの

拡：「さいたま市文化芸術振興計画」（平成 18 年 3 月）に記述されている取組の内容を拡充するもの